

平成 23 年

No. 2 3

2011. 1

# くらしき 農業委員会だより



麦が芽吹きました！

## 主な内容 CONTENTS

- 表紙の紹介 1
- 特集 改正農地法についてご存知ですか？ 2-3  
農地の適正かつ効率的な利用をめざして…農地を相続した場合の届出 など／農地利用集積円滑化事業について／相続税納税猶予制度の改正について
- お知らせします 4  
農地の賃借料情報について／農地利用意向調査結果について
- 農業者年金加入者に聞きました 5  
農業者年金に加入しませんか？／農業委員会委員選挙人名簿／全国農業新聞・全国農業図書購読案内
- 農業委員活動紹介 6-7  
第2回 こんな活動もしています！
- 農業会議への要望・認定農業者の輪など 8  
米価下落に対する緊急対策の要望／認定農業者の輪／22年度目標と活動計画／お知らせ／編集後記

## 表紙の紹介

市内福田町古新田で無農薬・無肥料によるコメの栽培を行っている農業生産法人があります。この栽培方法は木村式自然栽培といい、「奇跡のりんご」で有名な青森県の木村秋則さんが実践している自然栽培に着目し、岡山県ではNPO法人岡山県木村式自然栽培実行委員会が生産と普及を進めています。

(有)フクダノウサンは平成22年からこの方法によりコメの栽培を行っています。木村式自然栽培では、耕うんは田をよく乾燥した後、粗く行い、代かきも表面を攪拌する程度に行います。田植えは疎植、除草剤は使用せず、田植え機の後部にぶら下げたチェーンを引きずって除草を行います。コメの収穫後は麦を栽培しています。麦を収穫後、コメの栽培を始めます。



農業生産法人  
(有)フクダノウサン  
取締役 山田徳三郎さん

## 特集 改正農地法についてご存知ですか？

# 農地の適正かつ効率的な利用をめざして

将来にわたって国内の農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用が図られるよう、農地の転用に関する規制の強化、農地の権利移動についての許可基準の見直しが行われました。

### 相続などで農地を取得した場合、農業委員会に届出が必要です。

改正農地法の施行日（平成21年12月15日）以降に、「相続」「遺産分割」「時効取得」など、農地法の許可を要せずに所有権や賃借権の権利を取得した場合は、農業委員会にその旨を届け出ることが必要です。



### 農業生産法人以外の法人も農地の借り受けが可能になりました。

農地を耕作していない場合には、契約を解除するという条件を付し、地域の他の農業者との適切な役割分担の下で継続的に農業経営を行い、業務執行役員のうち、1人以上が農業に常時従事する等を条件に農業生産法人以外の法人であっても借り受けることが可能になりました。

### 貸借している農地の所有権移転は1年以内に新たな所有者が耕作を開始しなければなりません。

賃貸借のような第三者に対抗できる権利に基づき耕作されている農地を、借受者以外に所有権移転する場合、農地を取得した者は1年以内に農地の期間満了等返還を受け、必ずその農地での耕作を開始する必要があります。

### 農地の借入期間が50年まで設定可能になりました。

これまでは賃貸借の期間は20年間で最も長でしたが、果樹栽培を行う場合、収穫が安定する期間に返還しなければならないなど、問題がありました。そこで契約当事者間の選択の幅を広げるため、賃貸借の期間が最長50年以内まで設定可能になりました。



### 標準小作料制度が廃止され、あらたに賃借料情報を提供します。

農地賃貸借の標準小作料制度が廃止され、あらたに過去1年間に締結された賃貸借契約の賃借料情報を提供することになりました。

なお、標準小作料制度廃止に伴い、標準小作料より著しく賃借料が高額な場合の農業委員会の減額勧告制度がなくなり、あわせて賃貸借契約の存続期間、賃借料の額及び支払い条件などの内容を変更した場合の農業委員会への通知義務（改正前農地法第25条第2項）がなくなりました。

### 農地転用における農地の集団性の基準が20haから10haに引き下げられました。

優良農地を確保するため10ha以上の集団的農地を農用地区域に含めることとされ、同様におおむね10ha以上の集団的農地の転用ができなくなりました。

内容等ご不明な点やくわしいことは農業委員会までお尋ねください！

## 農地利用集積円滑化事業について



農地法の改正とあわせて農業経営基盤強化促進法が改正され、農地の所有者の委任を受けて、代理で農地の貸し付けを行ったり、所有者から借り受けた農地を担い手に貸し付ける農地利用集積円滑化事業がスタートしました。

### 【農地所有者代理事業】

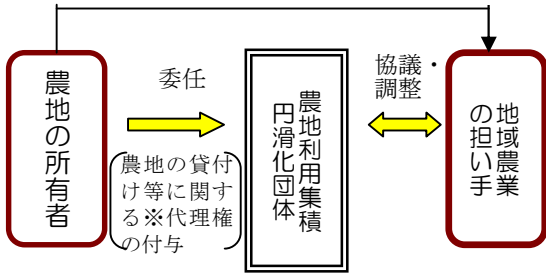
農地所有者に代わって、農地の受け手農地所有者から農地を借り受けて、農地の受け手へ貸し付けます。

農地利用集積円滑化団体が農地の所有者からの委任を受けて、所有者の代理として農地を担い手等の受け手へ貸し付けます。

書類の確認もお任せください！



### 農地を利用する権利の移動（権利移動）



※農地所有者に代わって農地を貸し付ける権限

### 【農地売買等事業】

農地所有者から農地を借り受けて、農地利用集積円滑化団体が農地の所有者から農地を借り受けて、この農地を農地の担い手等の受け手に貸し付けます。

農地利用集積円滑化団体が農地の所有者から農地を借り受けて、この農地を農地の担い手等の受け手に貸し付けます。

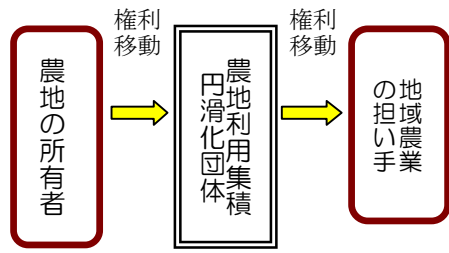
円滑化団体が仲介してくれるので安心！



### 農地利用集積円滑化団体

お問い合わせ先

- 倉敷かさや農業協同組合  
TEL 086-460-4615
- 岡山西農業協同組合  
TEL 086-522-2404
- 財団法人倉敷市船穂農業公社  
TEL 086-552-5001



農地利用集積円滑化事業の仕組みについてのお問い合わせは  
倉敷市農林水産課 TEL 086-426-3425 まで

## 相続税納税猶予制度の改正について



平成21年農地法改正施行日（平成21年12月15日）より、相続税納税猶予制度の取り扱いが変更されました。  
「ご注意ください！」

### 【市街化区域外農地について】

- ① 農地を農業経営基盤強化促進法に基づいて貸し付けた場合（特定貸付け）は、納税猶予の確定事由（猶予税額を支払うこと）になりません。
- ② 相続時に農業経営基盤強化促進法に基づき貸し付けられている農地についても、納税猶予の適用対象となります。
- ③ 20年間営農継続による免除措置を廃止（終身農地利用）。

積の20%を超えても納税猶予の確定事由になりません。  
⑦ 納税猶予の確定事由である耕作放棄の厳格化。

### 【市街化区域農地について】

上記に記載されている④営農困難時貸付、⑤利子税の引下げ（終身農地利用者及び終身営農に限る）、⑦耕作放棄要件の厳格化（改正後の適用に限る）の措置を講じられます。

### 【既に納税猶予を受けている方】

- （注）改正農地法等の施行日前に適用を受けている方は、これまでどおり自ら農業を営む場合には20年で免除。
- ④ 猶予期間中に身体障がい等により営農継続が困難になった場合の農地の貸付（営農困難時貸付）は、納税猶予の確定事由になりません。
- ⑤ 利子税の税率引下げ（6.6% ↓ 3.6%）
- ⑥ 農用地区域内の納税猶予適用農地等を、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき貸し付けた場合は、総面

なお、上記①の特定貸付けまたは②相続時に基盤法により貸し付けられている農地の適用対象の適用を受けた場合には、加えて、上記③20年免除廃止と⑦耕作放棄要件の厳格化を適用します。

# 農地の賃借料情報について

平成22年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10アール当たり）は以下のとおりです。

実勢の集計値であり、賃借料決定の参考として提供するものですから、実際の契約の際には貸し手と借り手の両者でよく協議したうえで締結してください。

22年産米の概算金が大幅に引き下げられており、水稻の賃借料水準が前年と比べて低いものとなっています。

10アール当たり（単位：円）

作物	締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	
田の部	旧倉敷市	6,000	10,000	2,100	196	
	旧船穂町・旧真備町	6,700	11,700	2,200	75	
	(参考)倉敷市平均	6,100			272	
レソコン	倉敷市全域	55,700	60,000	40,000	21	
畑の部	普通畑	倉敷市全域	7,300	10,000	2,400	23
	ブドウ	倉敷市全域	8,100	12,800	5,800	16
	モモ	倉敷市全域	11,400	18,700	5,800	7

【参考】10アール当たり賃借料水準（平均額）の推移（単位：円）

作物	締結(公告)された地域	21年	22年	
田の部	旧倉敷市	9,200	6,000	
	旧船穂町・旧真備町	10,100	6,700	
	(参考)倉敷市平均	9,200	6,100	
レソコン	倉敷市全域	—	55,700	
畑の部	普通畑	倉敷市全域	9,100	7,300
	ブドウ	倉敷市全域	7,700	8,100
	モモ	倉敷市全域	12,800	11,400

- ※1 データ数は集計に用いた筆数。
- ※2 賃借料が物納支給（水稻）の場合、60kg当たり8,500円に換算している。
- ※3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。
- ※4 「参考」倉敷市の平均額は、区分の平均値（四捨五入前）をデータ数により加重平均した数値である。

# 農地利用意向調査結果について

農業委員会だよりNo.22号で農地利用意向調査を実施いたしました。ご協力いただきありがとうございます。規模拡大を希望する方の約倍の方が、規模縮小を希望する結果でした。規模縮小を希望する方で、情報公開することについて同意のあった農地について、所在略表示でご紹介します。

No.	農地の所在	地目	面積 (㎡)	利用状況	契約形態				
					売買	賃貸借	使用貸借	作業委託	いずれでも
1	福島	田	333	雑草・雑木					1
2	粒江	田	1,620	休耕田		1			
3	粒江	田	622	休耕田		1			
4	西坂	田	697	稲作					1
5	西坂	田	1,116	稲作					1
6	西坂	田	979	稲作					1
7	西坂	田	1,396	稲作					1
8	西坂	田	655	田			1		
9	西坂	田	1,149	稲作				1	
10	生坂	田	2,137	田			1		
11	西岡	田	2,691	休耕田		1			
12	西岡	田	822	休耕田			1		
13	西岡	田	255	休耕田			1		
14	西岡	田	1,851	休耕田			1		
15	祐安	田	968	放棄地		1	1		
16	庄地内	田		水田		1		1	1
17	玉島勇崎	田	1,723	一部畑作		1		1	
18	玉島勇崎	田	842	休耕田				1	
19	連島町西之浦	畑	1,361	みかん・柿	1	1			1
20	連島町西之浦	田	468	休耕田		1			
21	船穂町船穂	田	1,282	田	1	1			
22	船穂町船穂	田	394	休耕田	1	1			
23	船穂町船穂	田	834	休耕田	1	1			
24	船穂町船穂	田	518	畑		1			
25	船穂町船穂	田	842	休耕		1			
26	船穂町船穂	田	909	休耕		1			
27	船穂町船穂	畑	195	休耕		1			
28	船穂町船穂	畑	179	休耕		1			
29	船穂町船穂	畑	217	休耕		1			
30	船穂町船穂	畑	192	休耕		1			
31	船穂町船穂	田	1,501			1	1	1	1
32	船穂町船穂	畑	35			1	1	1	1
33	船穂町船穂	畑	432			1	1	1	1
34	船穂町水江	畑	356	休耕畑	1				
35	船穂町水江	畑	90	休耕		1			

No.	農地の所在	地目	面積 (㎡)	利用状況	契約形態				
					売買	賃貸借	使用貸借	作業委託	いずれでも
36	船穂町御井原	畑	976	休耕田					1
37	真備町岡田	田	1,622	休耕田					1
38	真備町市場	田	544	休耕田		1			
39	真備町市場	田	639	休耕田		1			
40	真備町市場	田	623	休耕田		1			
41	真備町市場	田	703	休耕田	1		1		1
42	真備町上二万	畑	227	畑(原野)		1			
43	真備町上二万	畑	467	畑(原野)		1			
44	真備町上二万	田	312	貸付地					1
45	真備町上二万	田	1,129	貸付地					1
46	真備町上二万	田	1,103	貸付地					1
47	真備町下二万	田	768	休耕田					1
48	真備町下二万	田	962	休耕田					1
49	真備町箭田	田	532	休耕田			1		
50	真備町箭田	田	562	休耕田			1		
51	真備町箭田	田	619	田		1	1		
52	真備町箭田	田	1,034	田		1	1		
53	真備町箭田	田	297	田		1	1		
54	真備町箭田	田	596	田		1	1		
55	真備町箭田	田	383	田		1	1		
56	真備町箭田	田	306	休耕田		1	1		
57	真備町箭田	畑	4,230	竹林	1	1	1		1
58	真備町箭田	田	1,121	畑		1	1		
59	真備町尾崎	田	555	稲		1		1	
60	真備町尾崎	田	971	稲		1		1	
61	真備町尾崎	田	673	稲		1		1	
62	真備町尾崎	田	530	稲		1		1	
63	真備町尾崎	田	210	稲		1		1	
64	真備町妹	田	1,155	休耕田	1		1		
65	真備町船部	畑	449	荒地	1				



# お知らせします

- お問い合わせ先
- ▶本庁農業委員会 事務局 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地
- ☎ 426-3895
- FAX 421-2400
- Eメール comagr@city.kurashiki.okayama.jp
- ▶児島支所児島駐在 ☎ 473-4374
- ▶玉島支所玉島駐在 ☎ 522-8126
- ▶真備支所真備駐在 ☎ 698-5042
- ▶庄支所 ☎ 462-1212
- ▶茶屋町支所 ☎ 428-0001
- ▶船穂支所 ☎ 552-5110



# 農業者年金加入者に聞きました



農業者年金は、国民年金の第一号被保険者である農業者がより豊かな老後生活を過ごすことが出来るよう国民年金(基礎年金)に上乗せした公的な年金制度です。農業者年金に新たに参加された方を訪問し、農業者年金についてお話を伺いました。

積立方式なので、自分が支払った掛金が確実に戻ってくるのが安心です。



市内生坂にお住まいの  
目黒 克典さん

アケボノ、ヒノヒカリ、ミツヒカリという品種を栽培しています。

元々市外で就職していたのですが、父が退職後、本格的に農業を始めたの期に、農業に従事するようになりました。水稲栽培を行っており、今年で3年になります。農業者年金に加入したのは、厚生年金だと掛ける期間がかなり長いですが、農業者年金だと短い期間でも年金化できるのが魅力だったからです。老後というか、将来の不安もあって加入を考えました。また、積立方式なので、自分が支払った掛金が確実に戻ってくるのが安心です。

少子高齢化時代に強い年金です(積立方式(確定拠出型))  
保険料の額が自由に決められます(月額2万円から6万7千円)  
終身年金で80歳までの保証つきです  
公的年金ならではの税制上の優遇措置があります  
農業の担い手には手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります

農業者年金に加入しませんか?  
お問い合わせは、JA各支店、農業委員会事務局へ  
☆独立行政法人農業者年金基金  
ホームページアドレス  
<http://www.nounen.go.jp/>

農業者年金加入者名簿の登録申請はお済みですか?  
農業委員会委員の選挙人名簿は、各農家からの申請に基づき、毎年作成されます。  
この名簿に登録されていなければ、農業委員の選挙において、投票することができません。忘れずに申請書を提出してください。なお、申請書は12月中旬ごろ、農家組合長を通じて配付しています。  
○申請できる方  
平成23年1月1日現在で市内に住所を有する満20歳以上の方で、  
①10アール以上の農地について耕作の業務を営む者(事業主)  
②事業主と同居の親族または配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事している者



全国農業新聞を購読してみませんか  
(毎週金曜日発行  
B3版8~10頁建  
購読料:月600円  
[送料、税込み])

全国農業新聞は経営とくらしに役立つ農業総合専門紙として高い評価を受けています。  
全国農業新聞のホームページ:  
<http://www.nca.or.jp/shinbun/index.php>



町の本屋さんでは売っていません!!

農地や農業経営、農政などに関する実務書や解説書、リーフレットをはじめ、農業を始めたい人、農業や食に関心を持つ人のための書籍などを取り揃えております。  
全国農業図書館のホームページ:  
<http://www.nca.or.jp/toshou/>

6月中旬の梅雨の晴れ間、帯江小学校に程近い笹邊委員が田植え作業の委託を受けているほ場を見学しました。このほ場は、田植え作業のみ委託されている場所とのこと。近年は基幹作業のみを依頼される事も多いと聞いています。

さて、田植え作業に戻しましょう。約1反(0.1ha)の田を田植機の通り道を工夫して、1時間で手際よく植えていきます。

1人が田植機で軽快に苗を植える作業を行なう一方で、もう1人が苗が植えやすいように整地し、畦を整えるという連携作業です。植え残した所は奥様が手植えをされていました。

作付品種は、アサヒ・アケボノなど3町(3ha)、作業委託を含めると6町(6ha)、モチ米を6反(0.6ha)とのこと。昔は米・麦・い草で生計を立てていたが、現在は米を10町(10ha)作っても農機具の維持費など赤字だと言われます。農業の厳しい現実が垣間見えます。

自宅前には精米機を設置され、茶屋町街道沿いとあって、多くの方が利用されます。やはり、手軽に精米出来るのはとてもうれしいものです。

そして10月上旬、実りの秋を迎え再びほ場を訪れました。見事な黄金色の稲穂が今か今かと、刈り取りを待っていました。



笹邊繁朗委員(帯江)



稲苗



農業委員活動紹介

こんな活動もしています!



収穫間近



田植え完了



児島宇野津地区、棚田が広がり古くから脈々と受け継がれてきた日本の原風景がそこにありました。その先には現代を象徴するような水島コンビナートが見えます。「くらしき百景」にも選ばれている棚田は梶田委員をはじめ地元の方々の努力により保全されています。この棚田が宇野津の農業の中心とおっしゃる梶田委員。作付品種はヒノヒカリが中心。昔はコンビナートからの煙で作物の生育が悪かったそうですが、企業の努力もあり生育は良くなっていると言います。

梶田委員が力を入れている作目が日本イチジク。取材に訪れた6月下旬には青々とした大きな葉の間に小さな実が付いていて、1ヶ月半程度で収穫出来るとの事。8月の下旬、再びイチジク畑を訪れたところ、今年は水不足で先が開かず焼け熟れたものが多かったそうですが、それでも大きな実をつけていました。もぎたてを1ついただいたところ、上品な甘さとプチプチした食感がたまりませんでした。

そして10月中旬、再び棚田を訪れました。既に刈り取りを終えた田、刈り取りを待ちわびている田と夏とは違う棚田の風景を見ることが出来ました。梶田委員をはじめ地域の方々の努力に感謝したいと思います。



梶田 馨委員(児島)



農業者の代表として農地を守り、有効利用するため広範な役割を担っている農業委員の日頃の活動をシリーズでご紹介します。



販売



収穫



昭和47年から現在まで連続で農業委員を務め、委員歴が現役最長の桑木委員。農業委員になったばかりの頃、自宅近くに大きな都市計画道路が出来て、大規模小売店が進出し玉島の町が大きく変わっていった。と昔を思い出して語ってくださいました。

家は代々農家。ご本人は昭和18年頃から農業に従事されて農業一筋です。水稻中心で3町5反(3.5ha)を作付されています。昭和40年頃まで牛の飼育もされていたそうです。農業委員以外でも昭和25年から地元の農家組合長、17歳の頃から消防団と地元玉島に密着したご活躍ぶり。平成15年には長年の功績が認められ、岡山県農林漁業功労表彰として農林水産大臣表彰を受賞されました。

美味しい米作りの秘訣は「微量要素が大事」とのこと。また、早朝からの田の見回りを毎日欠かさないこと。愛情をもって育てていらっしゃる様子が伺えます。

所有されている農機具も種類が豊富で、ズラリと並んだ最新の田植機やコンバインなど。特に興味をそそられたのが、昔の農機具でした。「唐箕(とうみ)」や「水車」など大切に保管され博物館のようです。「唐箕」ってご存知ですか?収穫した穀物を脱穀した後にもみ殻や藁くずを風によって選別する農具の事。(wikipediaより)

古きよき時代の物も大切にされ、地元愛で今後もご活躍いただきたいと思います。



桑本千萬人委員(玉島)



博物館!?



水車



唐箕



田植機



トラクター

岡山を代表する果物「マスカット・オブ・アレキサンドリア」上品で豊かな香りで「果物の女王」と呼ばれています。その産地船穂地区でブドウの栽培をしている佐々木委員。昭和40年頃から栽培を始め、現在はマスカットが150坪。その他に瀬戸ジャイアンツ・シャインマスカット・ピオーネ・オーロラブラックなど数種類のブドウを栽培され、まさにブドウ一筋です。昔に比べると生産数(生産農家)が減っているが、形の良い極上品を作るためご苦労を語ってくださいました。

マスカットはとてもデリケートな果物で温度管理が大切とのこと。また、形の良いものを作るために80粒ある実を50粒に間引くのですが、この作業でブドウの形が決まります。「顔をつくる」と言うそうですが、粒を揃えて芸術品へと育てられるそうです。

出荷は5月初旬から行なわれ、出荷先はJAとのこと。近年は食べやすいブドウを好む傾向にあり、種なしブドウや皮ごと食べられるブドウに方針転換しているのが現状と聞きます。

佐々木委員はマスカットを守りつつ、新品種のブドウ「紫苑」にもチャレンジされ、ブドウ農家として精力的に農業に取り組んでいます。



佐々木辰彦委員(船穂)

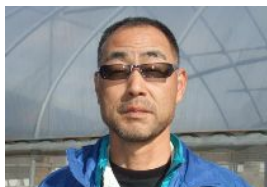


【シャインマスカット】



# 認定農業者の輪

このコーナーはリレー形式で認定農業者をご紹介します。



宗田 有司さん（市内山地）

宗田さんは会社勤めの後、農業に転身し、庄地区で稲作を行っています。くらしき東受託者の会の副会長をされています。

## 【営農類型は？認定農業者にはいつから】

稲作と受託です。平成6年から認定農業者です。

## 【認定農業者になったきっかけは？】

経営規模拡大を図るために、スーパーL 資金の融資を受ける際の要件に「認定農業者であること」があったためです。

## 【経営で工夫している点は？】

自分の耕作にプラスして、契約栽培を行っています。兼業で農業ができない方の補填として、ライスセンターをしており、乾燥調整、籾摺りを行っています。また、農家用小型光選別機を導入し、利用している方のお米の等級を上げるようにがんばっています。

## 【ズバリこれが言いたい！ということとは？】

私は自分の代から稲作を始めましたが、今の時代は親の施設設備を受け継ぐのでなければ、新規で稲作を大規模に行うのは厳しいと思います。それと、認定農業者は農業改善計画を作成し、計画に基づき営農をしますが、今の国の政策は「政権が変わったから」と急にやり方を変えています。産地づくり交付金制度はよかったのですが、22年は戸別所得補償制度に変わってしまいました。変えるなら農家にも準備が必要です。そのあたりをよく考えて欲しいです。

## 倉敷市では認定農業者を募集しています。

「倉敷市農業経営基本構想」に適合した（年間農業所得 500 万円程度、年間労働時間 1900 時間程度等）農業経営改善計画であれば、性別、年齢、専業・兼業の別、営農の種類を問わず認定を受けることが可能です。認定農業者には、機械設備などの低利資金の融資、経営相談・研修などの支援策があります。

■ 詳しいことは市農林水産課 ☎ 4 2 6 - 3 4 2 5 へ

♪次号No.24 は宗田さんからご紹介をいただいた方をご紹介します予定です。

## 編集後記

くらしき農業委員会だよりNo.23をお届けします。平成22年は夏の異常気象による米の品質低下、収量減に加え、米の概算金は1等でも10,000円を下回るという農家にとって非常に厳しい年でした。23年が少しでも明るい年になることを願ってやみません。なお、本紙の印刷は身体障がい者授産施設くれたけ荘にお願いしました。

### 編集委員

池田義朗 貝原良幸 木村敏雄  
花巻修二 藤原末廣 堀 幹宏  
光田 稔 三宅恵士



片山虎之助岡山県農業会議  
会長に要請書を手渡す石原  
農政部会長と農業委員  
員並びに議会推薦委員



農業委員会系統組織で国に対し米価下落に対する緊急対策を求めるよう、岡山県農業会議に要望しました。

農業委員会では、平成22年12月17日に農政部会（部会長石原健平委員）を開催し、農業委員会系統組織で国に対し米価下落に対する緊急対策を求めようとする緊急対策を決定し、同日岡山県農業会議片山虎之助会長に対し、要望書を手渡ししました。

内容は、「①ここ数年、生産費を下回る米価が続いている中で、生産者の努力は限界を超えていること。②更なる米価の下落は、日本の農業の大黒柱である稲作の存続を危うくするものであること。③このため農業委員会系統組織において、関係機関に対し、米価下落に対する必要な対策を緊急に講じることを求めるよう強く要望する。」というものです。この要望について農政部会委員の承認を受けて農業委員会役員及び市議会推薦委員は同日、岡山県農業会議片山虎之助会長に要望書を



農政部会の様子

手渡しました。片山会長からは「本日はお疲れ様です。みなさんの要望はよく理解しています。」と話されました。

## 平成22年度 農業委員会の目標及び達成に向けた活動計画

- 1 認定農業者等担い手の育成及び確保（目標）365経営体（現状+5）
- 2 担い手への農地利用集積（目標）80ha
- 3 耕作放棄地の解消（目標面積）80ha
- 4 違反転用へ適正な対応（定期的なパトロールを行う、工事完了届の徹底を図る、違反転用者については、関係機関と連携を図り是正指導を行う）
- 5 農地パトロール（担当地区の農地パトロールを月1回行う）
- 6 農地情報の整備と共有化（農地権利移動、転用許可等の情報随時更新、データの突合作業の実施）

## お知らせ

倉敷市農業委員会のホームページご存知ですか？

倉敷市農業委員会のホームページでは農地法手続きに必要な書類をダウンロードしたり、農地法に関する情報がたくさんあります。また、農業委員会だよりのバックナンバーを読むこともできます。

倉敷市農業委員会

検索 クリック